

山梨県公報

号外第十号

令和五年

三月一日

水曜日

目次

規則

○山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十五号

山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県保健師助産師看護師法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六号様式中「5まで」を「6まで」に、「5 通称名併記の希望の有無 有・無」

を「5 通称名併記の希望の有無 有・無

を」6 過去に准看護師免許を有していたことの有無(有の場合、登録都道府県名及び

登録番号)有・無

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県保健師助産師看護師法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則

による改正後の山梨県保健師助産師看護師法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番